

徳島県監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月8日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成29年4月24日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成29年2月14日に、板野町 A から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

徳島県（以下「県」という。）が徳島県職員退職者会（以下「退職者会」という。）に対し、現在に至るまで本庁舎の一室の使用を許可していることは、違法又

は不当に財産の管理を怠る行為であり，さらに，県が年間約100万円の使用料を免除し徴収していないことは，違法又は不当に公金の徴収を怠る行為であることから，徳島県知事（以下「知事」という。）に対し，次の措置を勧告することを求める。

ア 退職者会に対し，速やかな本庁舎外への移転を求めること（以下「請求ア」という。）。

イ 退職者会に対し，過去5年間さかのぼる行政財産使用料の支払いを求めること（以下「請求イ」という。）。

ウ 退職者会に対し，今後本庁舎外へ退去までの間，行政財産使用料の支払いを求めること（以下「請求ウ」という。）。

（２）請求の理由

ア 使用許可（請求アについて）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第238条の4第7項で「行政財産の用途・目的を妨げない限度において，その使用を許可することができる」と定め，これに基づき，徳島県公有財産取扱規則（以下「取扱規則」という。）第32条第1項から第4項までにおいて「食堂・売店の設置や短期間の講演会・研究会等に許可できる」と具体的に定めているが，退職者会への使用許可は，取扱規則同条第5項の「その他当該行政財産を使用させることが県の事務，事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められる場合」との曖昧な規定によるものである。

退職者会は，約2,500人の退職職員に自動車や火災共済の事務を行うほか，親睦活動に取り組む任意団体に過ぎず，その事務局を本庁舎内に置くことが県の事務遂行上「やむを得ない」とは言えない。この事務を行う場所が本庁舎内にある必要性はなく，四国の他の三県は，労組事務局と同居し，愛媛県はその事務所が県庁外に置かれている。

イ 使用料の免除（請求イ及び請求ウについて）

使用料の減免については，徳島県行政財産使用料条例（以下「使用料条例」という。）第6条第1項で「国，公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用するとき」減免できると規定しており，これに基づき，県行政財産使用料減免基準（以下「減免基準」という。）において，「県職員，警察職員又は公立学校教職員の退職者の団体において，その事務又は事業の用に供するために使用するとき」は免除できると明記している。

使用料条例上の「公益」とは，通常，社会の不特定多数の利益のことであり，人数が問題なのではなく，「公益性」があるのは，その活動が社会の不特定多数

の人たちに求められている場合をいう。

退職者会の共済活動などは、県職員の退職者という閉じられた集団の「共益」を図るものに過ぎず、退職者会の一部の地域支部が歩道や川を清掃するなどの「公益」活動はしているが、その程度の活動をしている団体は多数あり、退職者会に本庁舎を使用許可した上で使用料を減免するような特別な扱いをする必要はない。減免基準は、「退職者の団体」という、十分な公益性を持たない団体に県有財産使用料の減免をするものであり、使用料条例の趣旨に反する。

本庁舎の使用許可をしている24団体のうち8団体が使用料を免除されており、その他の免除されていない団体は、使用面積1平方メートル当たり年間約2万円の使用料を県に支払っている。退職者会は、49.8平方メートルを使用しているので、年間約100万円の使用料の免除を受けていることになり、県がこの使用料の徴収を怠っていることから、県は毎年約100万円の財産的損害を受けている。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

3 請求書の補正命令

本件請求に必要な事実証明書が添付されていなかったため、平成29年2月15日、監査委員から請求人に対し、補正命令を発したところ、平成29年3月6日、請求人から、請求に必要な事実証明書として、請求対象期間に係る退職者会に対する本庁舎の使用許可指令書等の写しの提出があった。

第2 請求の受理

本件請求は、平成29年3月7日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

次のとおり、請求イ（使用許可期間が平成24年度から平成27年度までのもの）は、自治法第242条第1項に規定する要件を欠くため監査の対象外とし、請求ア、請求イ（使用許可期間が平成28年度のもの）及び請求ウについては、対象として審査を進めた。

(1) 請求ア

請求アの「速やかな本庁舎外への移転を求めること」については、その前提として、県が本庁舎の使用許可をしていることが、財務会計上、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かについて監査を行う。

(2) 請求イ (使用許可期間が平成24年度から平成27年度までのもの)

請求イで求めている過去5年間の行政財産の使用料の徴収 (使用許可期間が平成24年度から平成28年度までのもの) のうち、平成27年度分の免除決定以前の4年間の行政財産の使用料の徴収 (使用許可期間が平成24年度から平成27年度までのもの) については、次のとおり請求期限を徒過しており、監査の対象外とした。

本件請求に係る行政財産の使用料の徴収に関しては、財務会計上、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実があるか否かについて、監査を実施する必要があるところ、自治法第242条第1項の規定に基づく職員措置請求 (以下「監査請求」という。) のうち「怠る事実」に係る請求においては、同条第2項に規定する期間制限について、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基いて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第2項の規定を適用すべきものと解するのが相当である」 (昭和62年2月20日最高裁判所判決) とされている。

また、同条第2項に関し、「同項本文にいう当該行為のあった日とは一時的行為のあった日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味するものと解するのが相当である」 (平成14年10月15日最高裁判所判決) とされている。

したがって、請求人が請求イで求めている行政財産の使用料の徴収については、使用許可と同時に行われた使用料の免除決定という財務会計上の行為が違法、無効であることに基いて発生する使用料の請求権の不行使をもって公金の徴収を怠る事実があると主張するものであって、かつ当該行為が一時的行為であることから、前記の判例に照らせば、免除の決定日を基準として自治法第242条第2項の規定を適用する必要がある。

そこで、本件請求があった日 (請求書の受付日は平成29年2月14日、補正命令に基づく事実証明書の提出があった日は平成29年3月6日) についてみると、請求イのうち、使用許可期間が平成28年度のものについては免除の決定日 (平成28年3月7日) から1年を経過していないが、それ以前の4年間のもの (使用許可期間が平成24年度から平成27年度までのもの) については請求期限を徒過している。

(3) 請求イ (使用許可期間が平成28年度のもの) 及び請求ウ

請求イ (使用許可期間が平成28年度のもの) の「行政財産使用料の支払いを求めること」及び請求ウの「今後本庁舎外へ退去までの間の行政財産使用料の支払いを求めること」については、県が使用料を免除し徴収していないこと (今後退去まで

の間に徴収しないことを含む。)が、財務会計上、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実があるか否かについて監査を行う。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年3月15日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は期日までに証拠を提出し、陳述により主張する内容の補足を行った。

3 監査対象機関に対する監査の実施

県経営戦略部管財課及び職員厚生課を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査調書等の提出を求め、平成29年3月15日に監査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

管財課及び職員厚生課に対する監査から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

(1) 退職者会の概要

ア 設立年月日

昭和47年9月23日

イ 設立目的

会員の公務に関する知識と経験を活かし、地域社会において、公共の福祉の増進と向上を図り、県政の発展に寄与するとともに、会員相互間の意思疎通と親睦を図り、団結を強め、退職者の生活を向上させること。

ウ 事業内容

- a 年金・医療等の社会保障制度の調査研究
- b 地方自治の行政相談
- c 環境美化等社会福祉事業への奉仕活動
- d 講演会、研修会等の開催と機関誌の発行
- e 会員の福利厚生

(2) 行政財産の使用許可

ア 使用許可の範囲

行政財産は、自治法第238条の4第7項により、「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と規定されており、その使用許可の範囲については、取扱規則第32条の規定により、次のとおり限定列挙されている。

(使用許可の範囲)

第32条 法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 県の職員、県立学校における生徒、病院における入院患者等当該施設を利用する者のため、当該行政財産に食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合
- (2) 県の学術調査、研究、県の施策の普及宣伝その他公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させる場合
- (3) 電気、水道又はガス供給事業その他公益事業の用に供することがやむを得ないと認められる場合
- (4) 災害その他の緊急事態の発生により当該行政財産を応急施設として短期間使用させる場合
- (5) その他当該行政財産を使用させることが県の事務、事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められる場合

イ 使用許可の手続

管財課においては、取扱規則第35条の規定により、次の手続により行政財産（本庁舎）の使用許可を行っている。

(ア) 行政財産使用許可申請書の提出

行政財産の使用の許可を受けようとする者（以下「申請人」という。）から行政財産使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を提出させ、当該財産の用途又は目的を妨げない理由等を具して決裁を受けている。

なお、この決裁において、使用料の全部又は一部を減免しようとするときは、その理由等を添えることとなっている。

(イ) 関係課による副申

使用許可申請書は、取扱規則第32条の適用についての判断の必要性から、原則として、申請人と業務上最も関係の深い所属（以下「関係課」という。）を経由して、当該行政財産の使用に対する関係課の意見を付けた副申と共に提出させている。

(ウ) 行政財産使用許可指令書による使用許可

決裁後は、申請人に対し、行政財産使用許可指令書を交付してその使用を許可している。

(3) 行政財産の使用料の減免

ア 使用料の根拠

使用料については、自治法第228条第1項の規定により、「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない」とされており、これを受けて、県では使用料条例を定めている。

イ 使用料の減免

使用料の減免については、使用料条例第6条の規定により、使用料を減免することができる場合を、次のとおり限定列挙している。

(減免)

第6条 知事は、行政財産の使用が次の各号のいずれかに該当する場合には、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 国、公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する時。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する時。
- (3) 利用者の利便に資するために食堂、売店その他これらに類する施設として使用する時。
- (4) その他公益上特に必要があると認めるとき。

ウ 使用料の減免基準

(ア) 減免基準の適用

行政財産の使用許可に係る使用料の減免については、当該事務の適正な執行と統一的な処理を図るため減免基準を定めている。減免基準では、使用料条例第6条各号に規定する減免の対象となる使用許可内容とその事例及び減免率を平成14年3月29日に定め、企画総務部長（現在の経営戦略部長。以下「総括部長」という。）通知により平成14年度以降の使用料の減免から適用している。

(イ) 退職者の団体の減免率

減免基準において、使用料条例第6条第1号に規定する「国、公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する時」に該当する使用許可内容の一つとして、「県職員、警察職員又は公立学校教職員の退職者の団体（以下

「退職者の団体」という。)において、その事務又は事業の用に供するために使用するとき」を定めており、その事例として「退職者会等の事務室」を挙げ、減免率を「免除」としている。(減免基準の使用許可区分1の(8)で規定)

(4) 本件請求に係る使用許可及び使用料免除

ア 使用許可及び使用料免除の手続

管財課は、使用料の免除を希望する旨を付記した退職者会からの使用許可申請書及び関係課である職員厚生課からの副申に基づいて、本庁舎の使用を許可するとともに、使用料の免除を決定している。

職員厚生課は、退職者会が本庁舎を使用することの必要性及び行っている事務、事業の公益性について副申をしている。

イ 使用許可及び使用料を免除した財産

本庁舎の一部 49.8㎡

ウ 使用許可及び使用料免除の決定日等

a 使用許可・免除決定日 平成28年3月7日

b 使用許可期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

エ 使用許可及び使用料免除の理由

使用を許可してもその用途又は目的を妨げず(自治法第238条の4第7項に該当)、かつ当該行政財産を使用させることが県の事務、事業の遂行上やむを得ないと認められる場合(取扱規則第32条第5号)に該当すると判断し、使用許可するとともに、公共的団体が公益上の目的のために使用するとき(使用料条例第6条第1号)に該当するとして、減免基準の使用許可区分1の(8)の規定を適用し、使用料を免除している。

2 本件請求に対する監査対象機関の見解

(1) 使用許可

ア 本庁舎使用の必要性

職員厚生課の見解は、次のとおりである。

地方公務員の福利厚生事業については、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第42条の規定により、地方公共団体が実施することが義務づけられており、同事業は、職員が安んじて公務に専念することにより公務能率を増進させ、民主的・能率的な行政を実現するために重要であることから、

適切に実施されるべき旨が規定されている。

退職後の生活の安定も、その重要不可欠な要素であり、その中心となる退職年金に関する制度については、共済制度が地公法及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地公共済法」という。）において特に規定されている。その制度運用を担当する共済組合については、地公共済法に、県による人や施設の便宜供与規定が置かれている。

さらに、県においては、徳島県職員互助団体に関する条例（以下「互助団体条例」という。）に基づき、互助会が福利厚生制度を担っているが、互助会においても退職後の生活の安定への支援を重要事業と位置づけているところであり、互助会についても、互助団体条例に県による人や施設の便宜供与規定が置かれている。

退職者会は県や、共済組合、互助会と連携しながら、ライフプラン・年金等相談、各種保険制度、生きがいづくりなど、福利厚生事業に不可欠の要素である退職者支援に重要な役割を担っている。

退職者会の役割は、年金支給開始年齢が繰り延べられ、再任用等で現役のマンパワーとしても活躍する退職者が増えていく中、ますます重要となっている。

特に年金相談については、マイナンバー制度等に伴い個人情報の管理が一層厳格化する中、また被用者年金の一元化に伴い広く年金相談に対応する必要がある中、職員厚生課と退職者会が一層緊密に連携し、退職者会の事務室や隣接しているライフプラン相談室を活用しながら実施している。

また、社会全体の高齢化が進む中、県退職者の社会貢献を促進することは社会全体の活性化にとっても重要であることから、退職者会においては社会貢献事業の一層の充実を図っている。

以上のような地方公務員制度の中での福利厚生の重要性とともに、高齢者の社会貢献促進の重要性に鑑み、職員厚生課の事業と密接不可分の事業を実施する退職者会が本庁舎を使用することは、職員厚生課の事業遂行上必要である。

イ 使用許可に関する見解

管財課の見解は、次のとおりである。

本庁舎使用の必要性は、前記「ア 本庁舎使用の必要性」のとおり、職員厚生課が地公法第42条に基づいて行う福利厚生事業を、退職者会と連携して行うための県行政側からの必要性に基づくものであり、取扱規則第32条第5号に規定する「その他当該行政財産を使用させることが県の事務、事業又は県の企業の遂行上やむを得ないと認められる場合」に該当することから、使用を許可したものである。

以上のことから、退職者会に対する本庁舎の行政財産の使用許可については、管財課は、適正に事務を執行しており、違法又は不当に財産の管理を怠っているものではない。

(2) 使用料の免除

ア 退職者会の公益性

職員厚生課の見解は、次のとおりである。

前記「(1) 使用許可」の「ア 本庁舎使用の必要性」のとおり、退職者会は、ライフプラン・年金等相談など、地公法に基づく福利厚生事業において、退職者支援について重要な役割を担っている。加えて、会員の公務に関する経験や知識を活かした地域貢献活動や社会奉仕活動を行っており、退職者会の事業は公益性を有している。

退職者会の公益性を有する事業は、次のとおりである。

a 年金相談

従来から継続してライフプランの一環としての年金相談を実施している。

また、被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日から）によって、年金相談の受付対象者は公務員以外にも拡大し、個別相談スペースとして退職者会を一般に周知しているため、退職者会の相談対象者は退職者はもとより、現職（再任用を含む）や公務員以外の厚生年金対象者にも拡大している。

b 地域行政相談事業

退職者のマンパワーや公務に関する知識と経験を活かし、各会員が地域において行政一般に係る相談に乗り、行政窓口へつなげる活動をしている。

c 社会貢献事業の実施

定期的に地域の環境美化活動を行うなど、社会貢献・ボランティア活動等を展開している。

d 県職員対象の福利厚生事業

職員厚生課が実施するライフプラン事業との連携を図っている。

イ 使用料の免除に関する見解

管財課の見解は、次のとおりである。

減免基準の使用許可区分1の(8)の「退職者の団体においてその事務又は事業の用に供するために使用するとき」の規定については、退職者の団体が、営利を目的とせず、その公務に関する経験と知識を活かし、地域社会において、公共の福祉の増進と向上を図ることを目的としている公共的団体に該当し、退職者の

団体の活動は、県政の発展に寄与すること、公共の安全の確保に資すること、県教育の振興に寄与する内容となっている。その活動内容が福利厚生事業における連携など県行政の施策の推進に必要なものであることから、公益上の目的のために使用するものと認め、減免基準の減免率を免除としているものである。

本件請求の対象である退職者会について、前記の基準に照らしてみると、退職者会は、前記「ア 退職者会の公益性を有する事業」のとおり、従来から継続してライフプランの一環としての年金相談、退職者のマンパワーや公務に関する経験と知識を活かした行政相談、環境美化活動などを行っており、退職者会が行うこれらの事務、事業は、地公法第42条に規定する厚生事業をはじめ、地域貢献活動や社会奉仕活動であり、退職者会による本庁舎の行政財産の使用は、公益上の目的のために使用するとき該当し、かつ減免基準の使用許可区分1の(8)に該当するものであることから、使用料を全額免除したものである。

以上のことから、退職者会に対する行政財産使用料について減免基準を適用し免除していることは、違法又は不当に公金の徴収を怠っているものではない。

減免基準については、策定から10年以上が経過する中で社会情勢も変化し、既存施設についても一層の有効活用が求められる状況となっている。こうした中、政府関係機関の地方移転の取組において、消費者庁等のオフィスが本庁舎内に開設されることとなった。これを契機として、行政財産の貸付基準や減免基準を見直し、改正を行った。貸付基準については、平成28年11月1日付けで貸付けの相手方の選定について一般競争入札の方法を原則とする等の改正を行うとともに、平成29年2月1日付けで時価よりも低い価格で貸し付ける場合の取扱いについて改正を行った。減免基準については、平成29年2月1日付けで既に使用許可をしている他団体とのバランスを考慮し、事業内容が公益上必要であると認められる場合において、その程度に応じて減免を適用できるとする改正を行った。

なお、平成29年2月28日に退職者会から平成29年度の使用許可申請書の提出があったことから、改めて活動内容等について審査した上で、使用許可を行い、使用料については、使用料条例第3条第2項第3号に基づいて算出した額により徴収している。

3 判断

本件請求に関して、確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

(1) 請求アについて

請求人は、「退職者会は、その事務所を本庁舎内に置くことは、取扱規則第32条第5項に規定する「県の事務遂行上やむを得ないと認められる場合」には該当せず、

県が本庁舎の使用許可をしていることは、違法又は不当に財産の管理を怠る行為である」と主張し、退職者会を速やかに本庁舎外へ移転させることを求めている。

当該使用許可については、職員厚生課が地公法第42条に基づいて行う福利厚生事業を退職者会と連携して行うための県行政側からの必要性等の見地から、管財課において、自治法第238条の4第7項、取扱規則第32条第5号等の規定に基づき使用を許可してもその用途又は目的を妨げず、当該行政財産を使用させることが県の事務、事業の遂行上やむを得ないと認められるとして使用許可しており、関係法令に則って使用許可されている。

したがって、使用料を減免するかどうかについて疑義があったとしても、請求アの「速やかな本庁舎外への移転を求めること」とする請求人の主張には理由がない。

(2) 請求イ（使用許可期間が平成28年度のもの）及び請求ウについて

請求人は、「減免基準は、退職者の団体という十分な公益性を持たない団体に県有財産使用料を減免するものであり、使用料条例の趣旨に反する。県が使用料を免除し徴収していないことは、違法又は不当に公金の徴収を怠る行為である」と主張し、退職者会から過去（使用許可期間が平成28年度のもの）及び今後本庁舎外へ退去までの間の行政財産使用料を徴収することを求めている。

使用料の免除については、使用料条例第6条により「公共的団体が公益上の目的のために使用するとき」は全部又は一部を免除できるとしているが、具体的な減免基準がなかったことから、減免事務の適正な執行と統一的な処理を図るため、平成14年3月に減免基準を策定し、平成14年度以降はこれによって判断がされている。

減免基準については、知事の裁量権が認められていると解することが相当であり、退職者会が行っている地公法第42条に規定する厚生事業をはじめ、地域貢献活動や社会奉仕活動などの事業に加え、退職者会の事務室として本庁舎を使用することにより、県における福利厚生事業との連携が図られるなど、県行政の施策の推進に寄与することに公益性があると判断し、免除としていることは裁量権を逸脱しているとは認められず、平成28年度分の使用許可に際し、この減免基準に則って免除としたことは違法又は不当な行為にはあたらない。

したがって、請求イ（使用許可期間が平成28年度のもの）の「行政財産使用料の支払いを求めること」とする請求人の主張には理由がない。

また、請求ウの「今後本庁舎外へ退去までの間の行政財産使用料の支払いを求めること」については、今後において、すなわち平成29年度以降において使用料を徴収しないことを予防する目的の請求であるところ、前記のとおり、平成28年度分の使用許可に係る免除決定では、減免基準に則り使用料の免除を行っており、このことを踏まえれば、今後、退職者会に対し使用許可した場合において、同じ減免基準

に基づき使用料の減免の決定を行う限りにおいては請求人の主張には理由がないといえる。

加えて、減免基準の策定から10年以上が経過し、既存施設の一層の有効活用が求められる中、消費者庁等のオフィスが本庁舎内で開設されることを契機とした行政財産の貸付基準の見直しとともに、平成29年2月1日、減免基準についても、別記のとおり、既に使用許可をしている他団体とのバランスを考慮し、事業内容が公益上必要であると認められる場合において、その程度に応じて減免を適用できるとする改正がなされている。平成29年度においても退職者会からの使用許可申請書に基づきその適否を判断した上で使用許可しているが、使用料については減免は行わず、使用料条例に基づいて算出した額により既に徴収していることから、使用料を徴収しないことを予防するという請求ウの請求理由は事実上なくなっており、このことから請求人の主張には理由がないといえる。

4 結論

以上、本件請求のうち、請求アの「速やかな本庁舎外への移転を求めること」については、財務会計上、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるとは認められないので棄却する。

請求イ（使用許可期間が平成28年度のもの）の「行政財産使用料の支払いを求めること」及び請求ウの「今後本庁舎外へ退去までの間の行政財産使用料の支払いを求めること」については、財務会計上、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実があるとは認められないので棄却する。

請求イ（使用許可期間が平成24年度分から平成27年度分までのもの）の「行政財産使用料の支払いを求めること」については、監査請求の対象と認められないので却下する。

（別記）

退職者会に関する減免基準の改正及び平成29年度の使用許可の概要

（1）減免基準の改正

ア 改正箇所

使用料条例第6条第1号に規定する「国、公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用するとき」に該当するとして免除としていた「退職者の団体において、その事務又は事業の用に供するために使用するとき。」を削除した。

イ 適用日

減免基準は，平成29年2月1日付けで改正し，総括部長通知により平成29年度以降の使用料の減免から適用している。

(2) 退職者会に対する平成29年度の使用許可

ア 使用許可した財産

本庁舎の一部 19.81m²

イ 使用許可日等

- a 使用許可日 平成29年3月16日
- b 使用許可期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- c 使用料 403,843円
- d 収納年月日 平成29年3月29日